

町中央公民館で
受付中の

みなし仮設住宅について

熊本地震で住宅が全壊などの被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅（アパートなど）を借り上げて、無償で提供する住宅のことを「みなし仮設住宅」といいます。

◆「入居者」の要件

- ① 4月14日時点で益城町に住所がある方
- ② リ災証明書において「全壊・大規模半壊」の方のうち、住む家がない方
- ③ 住む家を確保する資力が
ない方
- ④ 災害救助法に基づく住宅
応急修理制度を利用していない方

◆「みなし仮設住宅」 の条件

- ① 貸主から同意を得られている住宅
- ② 管理会社などが「賃貸可能」と確認した住宅
- ③ 家賃
【4人以下の世帯】

1 か月あたり6万円を超えない住宅
【5人以上の世帯】
1 か月あたり9万円を超えない住宅

- ④ 礼金が家賃の1か月分を超えない住宅
- ⑤ 仲介手数料が家賃の0.54か月分を超えない住宅

- ⑥ 退去時の補修費用（敷金）が家賃の2か月分を超えない住宅
- ⑦ 火災保険などの損害保険料が1年あたり1万円を超えない住宅

◆既に民間賃貸住宅 に住んでいる方

平成28年4月14日の災害発生の後、既に個人で契約して入居している方も、上記すべてに該当していれば、申し込みができます。

◆入居者の負担

- ① 光熱水費 ② 管理費
- ③ 共益費 ④ 駐車場費
- ⑤ 自治会費
- ⑥ 退去時の補修費用（敷金の不足分 など）

◆入居できる期間

最長2年間

◆申込方法

- ① 申し込みに必要な書類の入手 ↓ ② 不動産相談窓
口 ☎0120・03・0338 受付時間：午前
10時～午後5時）に電話し、みなし仮設住宅の物件の紹介を受ける ↓ ③ 物件を選定後、書類に必要事項を記入の上、町中央公民館内の相談窓口へ提出

◆書類の入手先

町中央公民館内にある「みなし仮設住宅」の相談窓口へお越しください。
※県ホームページでもダウンロードできます。

問い合わせ先：住まい支援チーム ☎096・289・1480

町民憩の家入浴サービス

九州綜合サービス(株)と全日空運輸(株)のご協力により、5月13日(金)から入浴サービスが実施されています。

- ◆時間：① 正午～午後2時(午後1時30分受付終了) / ② 午後3時～5時(午後4時30分受付終了)
- ◆場所：町民憩の家
- ◆費用：無料。シャンプー、石けんなどはお持ちください。
※シャワー、サウナは使用できませんのでご了承ください。

問い合わせ先：町民憩の家
☎096・286・4193

新しく「福祉避難所」を開設します

トレーラーハウスなどを利用した新しい福祉避難所の開設を予定しています。左記に該当する方で入所を希望する人は問い合わせ先までご連絡ください。医療保険福祉の観点から確認を行い、入所を決定します。

- ◆対象者：妊娠中の方 / 小さいお子様 / 病気療養中の方 / 疾患や治療により、免疫力が低下している方 / その他医療的な理由により集団生活が困難な方 / 発熱や下痢といった感染症を持つ方とその家族(短期入所) など

問い合わせ先：避難所対策チーム ☎096・286・3111
(内線323)